

## 第39回佐賀地方・家庭裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和5年11月22日（水）

### 2 開催場所

佐賀家庭裁判所3階会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員長

小倉哲浩委員（地裁委員及び家裁委員兼務）

#### (2) 委員（五十音順）

##### ア 佐賀地方裁判所委員会委員

北村寛典委員、千代延博晃委員、堤祐輔委員、松尾弘志委員、  
三井教匡委員

##### イ 佐賀家庭裁判所委員会委員

池田宏子委員、數間薫委員、草場栄美委員、桑原昇委員、  
坂井勝己委員、名和田陽子委員、原口哲哉委員

#### (3) 説明担当者

佐賀家庭裁判所事務局総務課課長補佐 堤 梨 絵

#### (4) 事務担当

佐賀地方裁判所事務局次長 田 中 大 光

佐賀家庭裁判所事務局次長 山 下 裕 巳

佐賀家庭裁判所事務局総務課長 山 口 領 子

### 4 議事

- (1) 佐賀地方裁判所刑事首席書記官が第38回佐賀地方裁判所委員会のテーマである「裁判員裁判」について、佐賀家庭裁判所訟廷管理官が同佐賀家庭裁判所委員会のテーマである「家事調停委員の人材確保」について、出された意見等に関する裁判所の対応状況を報告した。

- (2) 本日のテーマを「裁判所の防災について」とすることを確認した。
- (3) 佐賀家庭裁判所事務局総務課課長補佐が、裁判所の防災について説明した。
- (4) 意見交換

(□は委員長、○は学識経験者委員、●は法曹資格を有する委員、■は説明担当者)

- 裁判所の防災に関する説明について、よりよい防災の在り方や疑問に思う点、感想など率直な御意見をお伺いしたい。
- 水害等に備えて裁判等をオンラインで行えるとよりよいと思う。
- 民事裁判では、争点整理手続をウェブ会議で行うことも多い。裁判官が登庁出来れば手続を進められる。
- 佐賀の家庭裁判所ではまだウェブ調停は始まっておらず、2024年の2月頃に始まる予定である。調停は非公開の手続きであるためオンライン上で公開されてしまう等の危惧があるため、オンラインで行う場合は対策が必要である。加えて、オンラインでの家事調停であっても、民事裁判と同様、裁判官は登庁する必要がある。
- 刑事裁判については法改正が議論されているところである。おそらく法廷で行うという原則は変わらないと思われる。裁判手続によっては、直接話したいという方もおられたり、中には直接話さないと難しい事案もあるため、法廷で対面で行うのがやりやすい面もある。
- ウェブにも難しい面がある。裁判の性質上対面も大切であるということを理解した。
- それぞれの職場ではこういった水害対策をされているか。
- 実際にここ5年くらいで辺りが冠水して職員が裁判所に登庁できない状況になったことはあるか。
- 遠方から通勤している職員もいるため、電車が止まって登庁できない

くなるという状況はあったが、ここ数年庁舎の周りが冠水したことにより登庁できなくなったということはない。

- 災害時におけるデータの管理はどうなっているのか。
  - システムの多くはセンターサーバーで保存しているので、基本的には大丈夫だと思われる。
  - 裁判所には、当事者等も来庁されるため、裁判所を利用する方々の安全を第一に考える必要があると考えている。今後、将来的に浸水域が広がってくる可能性も想定しておいた方がよいと思われる。
  - 食料も備蓄されているということだが、何のための備蓄なのか。
  - 来庁者や職員等が帰宅困難になった場合を想定したものである。
  - 寝具なども用意しているのか。
  - 他庁での過去の地震被害等を参考に、裁判所でも準備している。
  - 備蓄品などは学校現場では行っていない対策であり、その視点はなかったため、裁判所の方が進んでいると感じた。しかし、学校は避難所にも指定されているため、災害対策という部分では学校の方が進んでいると感じた。学校が冠水しないように設計されているところもある。
- また、学校ではいかにして学校活動を止めるのかというところに重きを置いているため、裁判所の機能を維持するために出勤するところとは衝撃的であった。
- 学校において、授業の中止等の連絡はどのような手段で行っているのか。
  - 学校では、教員や特定の学年などの対象を設定し、緊急連絡がとれるように、アプリを使用している。安否確認などはサイトに入力して行えるようにしている。
  - 令状等の緊急性を伴うものをオンライン化することはできないのか。

オンライン化すれば災害時に庁舎で業務を行う必要がないため安全ではないか。

- 令状のオンライン化は検討されているところではあるが、令状関係の書類は非常に秘匿性の高いものであるため裁判所の職員や裁判官が自宅で対応するというのは難しい面もある。
- 当事者にメールアドレスを聞いて、メールでやりとりをするのは難しいのか。
- 職場ではメールを利用して、警報が発令された情報等を送付しているがあくまで登録している人にしか届かない仕組みである。
- 個別に、職員以外の一般の利用者とメールで連絡をとることはあるのか。
- 原則としてない。個人情報流出などのおそれがあるためである。
- 最近では、どのような団体に所属していてもメールアドレスの提供を求められることが多く、提供に抵抗はないと思われる。むしろ裁判所から電話で連絡があることのほうが周囲に気を遣う等の懸念点は多い。また、メールは常時使い慣れているので、緊急時にも問題なく使用できるのではないか。
- メールでのやり取りはお互いの時間の制約がなく、柔軟性がある。
- 確実に送ることができるという点では、メールに利点があると思われる。電話ではなかなか連絡がとれないことがある。
- 裁判所の利用者側からすると、裁判所にメールアドレスを教えることに抵抗を感じる人もいるのではないかと思う。
- 人に着目すると我が社は地域に密着した組織であるので災害時にどのようなルートで出勤するのが安全なのかというものは全員が把握しており、日常的な会話を通じて新入社員に伝わり、蓄積されている。一方、裁判所は人事異動で県外からの異動者もいるため、災害などの

経験を情報として承継していくことも大切なのではないか。

- 裁判所では人事異動の関係で経験の伝承は難しく、課題のひとつである。
- 佐賀市は河川カメラの数を増やしている。全体的な気象情報の他にそのようなものを活用してはどうか。
- 今年も大雨の影響で期日が取り消しになったことがあるが、月曜の午前中の期日の場合は、休日や開庁時間外は裁判所に電話がつかないため連絡をとりにくい部分がある。また、他庁のケースだが、災害時であっても、当事者としては期日を実施して欲しいと要望される方もおられる。一度取り消しになると、次の期日まで時間がかかってしまうという面もあるため、一概に期日は取り消すべきとするのも難しい面もある。
- 例えば、鹿島の裁判所が水没したときは武雄の裁判所で期日を行うといった場所だけに移す等してお互いでカバーしあうことなどはできないのか。
- 手続的に難しい面もあり、例を聞いたことがない。
- 民間企業では、例えば、佐賀で業務を行うことが難しい場合は、その業務を東京で行うようなケースもあった。
- 大規模な災害の場合は、他庁で事務を行うことも検討する必要がある。
- 裁判所では防災訓練などを行っているのか。例えば、災害備蓄用品を職員が正しく使えるように職員の訓練を行っているのか。
- 地震や火災を想定した訓練は行ってはいるが、備蓄品の使い方に特化した訓練は行えていない。
- 教育の一環として、子供たちに対し備蓄品の使用に関する訓練を行っているが、食料品を一気に食べてしまって、後で食べ物がないこと

に気付くなど、実際に訓練をしてみることで失敗に気付くことも多々あるため、訓練を行うことは非常に大切であると感じた。

- 私自身災害時に実際どう対応すればいいのか把握できていないところは反省点である。また、当庁では雨に特化した訓練はできておらず、武雄で大雨の災害があったときには出勤できない職員も多くいたため、対策が必要であると感じた。

(7) 次回の予定

ア 地方裁判所委員会

日 時 5月17日（金）午前10時から午前11時30分まで

テーマ 民事裁判のデジタル化について

イ 家庭裁判所委員会

日 時 5月17日（金）午後1時30分から午後3時まで

テーマ 18歳、19歳の特定少年に対する教育的措置について